

# 第1回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年7月24日(月)午後3時00分より  
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

# 第1回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年7月24日(月) 15時00分
2. 閉会時間 平成29年7月24日(月) 16時38分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 19名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 任命式
7. 協議事項
  - 1 島原市農業委員会会長の互選について
  - 2 島原市農業委員会会長職務代理者の互選について
  - 3 島原市農業委員会委員の議席について
  - 4 一般社団法人 長崎県農業会議会員の承認について
  - 5 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
  - 6 島原市農業再生協議会委員の推薦について
  - 7 行政視察検討委員の選考について
  - 8 総会の開催日及び現地調査について
8. 議案
  - 第1号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

午後3時00分開始

## 事務局

皆さんこんにちは、私は本日の司会を務めさせていただきます、産業政策課長の・・・と申します。よろしく申し上げます。

ただ今から、農業委員の任命式を執り行います。

お名前を呼ばれた方は、その場にご起立いただきますようお願いいたします。

..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、.....  
..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、  
..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、..... 様、.....  
..... 様、..... 様、..... 様。以上で、任命式を終了します。

引き続き、第1回島原市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員会委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会であり、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項により、最初の総会は、市長が招集するということになっております。

開会にあたり古川市長が挨拶を申し上げます。

## 市長

第一回島原市農業委員会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このほど、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員につきましては従来の選挙による公選制から、推薦や公募により候補者となる委員の皆様を市議会において同意をいただいて、任命することになりました。

そして、先ほど19名の新しい農業委員を任命し、ここに新しく本委員会の体制が整いましたことを、心からお喜び申し上げます。

農業委員会の役割は発足当初、農地の権利移動や転用の許認可、調停等にその重点が置かれていましたが、現在では、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を推進することなど、農地等の利用の最適化を推進することが重点任務となっております。

昨今の農業を取り巻く情勢は農業者の高齢化や後継者不足に加え、農業生産資材や燃油の高騰などによる農業経営の圧迫など、大変厳しいものがありますが、幸いにも、わが島原市には後継者が確実に育っており他の地域に比べて大変恵まれている地域であります。

本市におきましては、農業は最大の基幹産業であり、農業の活性化は地域に直結するものであります。

土地改良等の基盤整備を含めた農地行政の推進により、農業後継者にお嫁さんが嫁いで共に農業経営を行い、そしてその子供たちがどんどんこの地で育つような先進的な地域になるようご支援、ご協力をお願いいたします。

農業および農村における課題やグローバル化により、農業情勢が日々変化しておりますが、皆様方は農業において豊富な経験と優れた見識をお持ちの方々でありますので、環境と調和のとれた持続的な農業へお取り組みいただけるものと期待いたしている次第でございます。

最後になりましたが、農業委員会の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げますとともに、

本市農業の発展のため、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

事務局

ここで、本日ご出席の委員の方々のご紹介をいたします。

お手元にお配りしております、資料2「仮議席一覧表」の順に、ご紹介いたしますので、その場にお立ち頂きたいと存じます。

・・・・・・・・・・・・・・・・（全農業委員紹介）・・・・・・・・・・・・・・・・

以上で紹介を終わります。

19名の委員の皆様には、よろしく申し上げます。

事務局

本日の議題は、お手元に配付しております次第のとおりでございますが、初めての会議でございますので、仮議長を決めまして会長選出まで、仮議長に議事を進めて頂きたいと存じますが、それよろしいでしょうか。

（異議なしの発声）

事務局

それでは、地方自治法第107条の規程を準用しまして、年長の委員の方に仮議長をお願いしたいと思っておりますよろしいでしょうか。

（異議なしの発声）

事務局

ご異議が無いようですので、年長の委員であります・・・地区の・・・さんに仮議長をお願いします。・・・委員さんよろしく申し上げます。

ここで、市長は次の公務のため退席されます。（産業政策課も退席）

仮議長

市長より仮議長を任命されました・・・と申します。

皆さんと一緒に私も農業委員に推薦されましたけれども、今後の農業委員さんとしては、島原市の農業をいかにして持続可能で、健康と繋がった農業にする責任があると私は思っています。

そういう中で、第1回の総会を開くわけですが、まず初めに会長の選出を行うこととなりますが、どのような選出方法がいいか、皆さんにお諮りしたいと思っております。

会議を始める前に、農業委員会の職員がおりますので、事務局長に紹介をさせます。

(事務局長)

皆さん、こんにちは、仮議長のお許しがありましたので農業委員会の職員を紹介させていただきます。

初めに、私は農業委員会事務局長をさせていただきます、・・・・・・と申します、これから、皆様と協力して、島原市の農業行政を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次長の・・・・・・です。

主な担当業務としましては、国、県等の補助金関係、遊休農地関係、農地等の苦情対応業務を行っております。

その隣が係長の・・・・・・です、主な担当業務は農地法第3条、非農地関係、農用地利用集積計画関係、農業者年金関係、農業新聞関係を行っております。

次が、事務員の・・・・・・です、主な担当業務は農地法第4条、第5条の農地転用関係業務を行っております。以上4名で農業委員会の事務を行っております。

皆様の農業委員としての業務がスムーズに進みますように職員一同、精一杯頑張りますので、よろしくお願いいたします。

以上で、職員の紹介を終わります、何か疑問等がありましたら、気兼ねなく、尋ねていただきますようお願い申し上げます。

貴重な時間をいただき、ありがとうございました。

仮議長

それでは、ただ今より、第1回農業委員会総会を開催いたします。

ご質問、ご意見がある場合は、挙手の上、議席番号と氏名を言い、議長の指名を受けてから、起立の上、ご意見・ご質問を申し述べて下さい。

また、農業委員会等に関する法律第15条に「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と規定されており、総会での審議内容はもとより、議案書についても漏れないよう気を付けておいて下さい。

なお、議案書類を処分する場合は、事務局に提出して下さい。事務局で処分させます。

初めに、議事を進めるに当たりまして、仮議席を指定いたします。

仮議席は、私の右手側から1番とし、現在、着席されている席を仮議席に指定いたします。

仮議長

それでは、議題1、島原市農業委員会会長の互選についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもってあてる」と規定されています。

前回までは、地方自治法第118条の普通地方公共団体の議会において行う選挙の指名推薦の規定を準用し、選考委員による指名推薦の方法で、行われております。

今回も、選考委員による指名推薦の方法で行うことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

仮議長

ご異議なしと認めます。

よって、選考委員による指名推薦による方法で行うことに決定します。

それでは、お諮りいたします。

選考委員の総数を6名とし、その内訳として、安中地区、中央地区、杉谷地区、三会地区、大三東地区、湯江地区より、それぞれ1名とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

仮議長

ご異議なしと認め、選考委員の総数を6名とし、その内訳として、安中地区、中央地区、杉谷地区、三会地区、大三東地区、湯江地区より、それぞれ1名とすることに決定します。

それでは、各地区別にそれぞれ協議の上、選考委員を決定し、事務局へ報告して下さい。

しばらく休憩します。

(休憩)

仮議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員が決定し、事務局に報告がありましたので、事務局に報告させます。事務局。

事務局

選考委員を報告いたします。

安中地区より・・・・・・ 委員、中央地区より・・・・・・ 委員、杉谷地区より・・・・・・  
・ 委員、三会地区より・・・・・・ 委員、大三東地区より・・・・・・ 委員、湯江地区より  
り・・・・・・ 委員です。以上6名の方です。

仮議長)

選考委員については、事務局の報告のとおりです。

それでは、選考委員の方は、別室にて、会長候補の選考をお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩)

仮議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

会長候補の選考結果を選考委員長より、報告して下さい。

選考委員長

それでは報告いたします。選考委員長に仰せつかりました・・・です。

慣例によりまして副選考委員長を・・・・・・委員をお願いしまして、慎重に審議をかさねた結果、これまで、合併当時の慣例から、島原、有明と交互という先例がありまして、前回は、有明地区で会長をしていただいたので、今回は、島原地区ということで島原の・・・・委員を会長にということで、選考委員の満場一致で推薦することに決定いたしましたので、ご報告します。

よろしく申し上げます。

仮議長

ただいま、選考委員長より、報告がありました、・・地区の・・・・・・委員を島原市農業委員会会長に決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

仮議長

ご異議なしと認め、・・・・・・委員を会長に決定します。

この席に・・・・・・委員がいらっしゃいますので、会長に当選されたことを告知します。

自席で結構ですので、会長の就任挨拶をお願いします。

会長

ただいま、島原市農業委員会の会長を仰せつかりました・・・・・・です。

未熟ですがよろしく申し上げます。

農業委員会の業務は、農地の貸し借りや、転用等を含めた農地の利用調整、遊休農地対策など、農地にまつわる多くのことに、農業委員会が携わることになります。

また、今回の改選から農業委員の定数が19名となり、新たに19名の農地利用最適化推進委員が設けられました。

これは、農業委員会等に関する法律に新たに「農地等の利用の最適化の推進」業務を行うことが規定されたためです。

今後は、皆様と農地利用最適化推進委員のご協力を得ながら、農業委員会業務の円滑な運営を目指

し、職務を遂行してまいりたいと思います。

私も、会長という大役をおおせつかり、なにぶん初めてのことでございますので、なにとぞ、皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、会長の就任の挨拶とさせていただきます。

仮議長

皆様のご協力により議事進行を無事に終えることができました。

ありがとうございました。

これで、仮議長としての私の職務が終了しましたので、議長を交代します。

議長

・・・・委員さん長時間に渡り、仮議長を務めていただき、ありがとうございました。

それでは、お手元に配布しております資料、島原市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を整理するとなっておりますので、私が議長となり、議事を進めて参ります。皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議題2 島原市農業委員会会長職務代理者の互選についてであります。選出方法につきましては、会長の場合と同じく、選考委員による指名推薦の方法で行うことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認め、選考委員による指名推薦による方法で行うことに決定します。

選考委員は、先程、会長を選考頂いた選考委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認め、会長を選考頂いた選考委員で行うことに決定します。

選考委員の方は、別室において、会長職務代理者の選考をお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩)

議長



休憩前に引き続き会議を再開します。  
選考委員長より、選考結果を報告してください。

#### 選考委員長

選考結果を報告します。慎重に審議をかさねた結果、会長職務代理者についても、慣例に従いまして、有明地区の・・・・・・ 委員さんということで、満場一致で会長職務代理者推薦することに決定しましたので、ご報告いたします。

#### 議長

ただいま、選考委員長より、報告がありました有明地区の・・・・・・ 委員を会長職務代理者に推薦がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

#### 議長

ご異議無しと認め・・・・・・ 委員を会長職務代理者に決定します。  
ここに・・・・・・ 委員がいらっしゃいますので、会長職務代理者に当選されたことを告知します。自席で結構ですので、会長職務代理者の就任挨拶をお願いします。

#### 会長職務代理者

ただいま、職務代理者を仰せつかりました・・・・・・です。  
新会長を全面的に補佐しながら、農業委員の職務がスムーズに行えるよう微力ながら働きたいと思っております、皆様のご協力をよろしく申し上げます。  
どうもありがとうございました。

#### 議長

次に、議題3、島原市農業委員会委員の議席については、島原市農業委員会会議規則第6条の規定により、「くじ」で決めることになっております。

なお、議席の関係から、会長を1番、会長職務代理者を19番とすることによろしいでしょうか。

(「異議無し」との声あり)

#### 議長

異議なしと認めます。  
事務局より「くじ」を持っていきますので、そのままお待ちください。

それでは、仮議席 1 番の方から、順に「くじ」を引いて下さい。  
引いた「くじ」の番号を事務局へ報告していただき、休憩後は、引いた番号の席へお座り下さい。  
全議席が決定するまで、しばらく休憩します。

(休憩)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。  
各議員の議席が確定しましたので、事務局より報告させます。お手元の資料 2 仮議席一覧表の右端の議席番号の欄に、ご記入をお願いします。  
事務局、各委員の議席を報告して下さい。

事務局

ただ今、抽選していただきました結果を報告いたします。  
お手元の仮議席一覧表の右端の議席番号の欄に、ご記入をお願いいたします。なお、仮議席一覧表の順に発表したいと思いますのでよろしくをお願いいたします。  
・・・・・・・・・・ (全農業委員議席番号発表) ・・・・・・・・・・  
でございます。  
以上、報告いたします。

議長

各議員の議席については、ただいま、事務局より報告された議席に決定します。  
議席番号が決定しましたので、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項において、議長が指名することになっておりますので、・番 ・・・・ 委員と、・番 ・・・・ 委員を指名します。  
それでは、議題 4 一般社団法人 長崎県農業会議会員の承認についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

一般社団法人 長崎県農業会議の会員は、一般社団法人 長崎県農業会議定款第 6 条第 4 項に「県内各農業委員会の会長又は、農業委員会が指名した農業委員を会員とする」と規定されております。  
しかし、本市では従来より、会長が一般社団法人 長崎県農業会議会員として、委員皆様の承認を得て、就任されております。  
以上で説明を終わります。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、会長が一般社団法人 長崎県農業会議会員となることを、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」)

議長

ご異議なしと認め、会長が一般社団法人 長崎県農業会議の会員となることに決定します。

議長

次に、議題5「島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」から議題7「行政視察検討委員の選考について」の選出については、関連していますので、一括して提案します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議題5 島原市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、ご説明いたします。

島原市農業振興地域整備促進協議会より、6名の推薦依頼がっております。

島原市農業振興地域整備促進協議会は、本市の農業振興地域農振農用地の農用地指定の変更等を審議して頂くもので、委員の任期は、平成28年8月1日より平成30年7月31日までの任期となっております。

次に、議題6 島原市農業再生協議会委員の推薦について、ご説明いたします。

島原市農業再生協議会からは、各地区1名の計6名の依頼がっております。

島原市農業再生協議会につきましては、島原市地域水田農業推進協議会が平成24年4月1日から名称変更されたもので、稲作転換等の配分や転換水田の確認等が主なもので、委員の任期は、平成31年3月19日までの任期となっております。

なお、前回までは、島原市農業振興地域整備促進協議会及び島原市農業再生協議会のどちらも6名の推薦依頼ですので、各地区から1名出させていただいております。

次に、議題7 行政視察検討委員の選考について、ご説明いたします。

行政視察検討委員の業務としましては、毎年、農業委員及び農地利用最適化推進委員さんが先進的な農業を行っている他市町等を研修する際の場所、日時を検討していただくためのもので、会長、会長職務代理及び各地区より1名の委員さんを選考していただいております。

委員さんの選考につきましては、各地区ごとに話し合ってください、「農業委員 各種専門委員名簿」に記入していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

議題5から議題7までの各委員の選考をお願いいたします。  
しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます  
事務局より報告をお願いします。事務局。

事務局

議題5から議題7までの各委員の選考結果について報告します。

初めに、議題5の農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、報告いたします。安中地区より・・・・・・ 委員、中央地区より・・・・・・ 委員、杉谷地区より・・・・・・ 委員、三会地区より・・・・・・ 委員、大三東地区より・・・・・・ 委員、湯江地区より・・・・・・ 委員です。

つづきまして、議題6の島原市農業再生協議会委員です。

安中地区より・・・・・・ 委員、中央地区より・・・・・・ 委員、杉谷地区より・・・・・・ 委員、三会地区より・・・・・・ 委員、大三東地区より・・・・・・ 委員、湯江地区より・・・・・・ 委員です。

つづきまして、議題7の行政視察検討委員です。

安中地区より・・・・・・ 委員、中央地区より・・・・・・ 委員、杉谷地区より・・・・・・ 委員、三会地区より・・・・・・ 委員、大三東地区より・・・・・・ 委員、湯江地区より・・・・・・ 委員です。

整理した名簿については、次回総会時にお渡ししたいと考えております。

議長

議題8 総会の開催日及び現地調査について、事務局に説明させます。

事務局

資料につきましては、お手元に配布しております、29年度現調予定・29年度総会予定に記載しておりますので、確認ください。

また、現地調査についてであります。前回までは、会長及び会長職務代理者を除いて、毎月、島原地区の委員さん及び有明地区の委員さん、それぞれ2名で現地調査をお願いしておりましたが、今回の改選で農業委員数が31人から19人になっておりますので、島原地区、有明地区、それぞれ2名で現地調査をお願いしますと、約4か月に1回は現地調査に出席していただくことになり、以前より業務負担が増えることとなります。

そこで、事務局案としまして、島原地区、有明地区の区分を付けず農業委員 3 人と、申請地の推進委員 1 人で現地調査を行うと、若干は出席期間が緩和できると考えております。以上で説明を終わります。

議長

只今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認め、島原地区、有明地区の区分を付けず農業委員 3 人と、申請地の推進委員 1 人で現地調査を行うことに決定します。

早速ですが、7月の現地調査について事務局より報告させます。

事務局

ただいま、決定していただいた、農業委員 3 人と、申請地の推進委員 1 人で現地調査を行うことになりましたが、推進委員への委嘱が済んでおりませんので今回に限り、農業委員 4 人でお願いしたいと思います。

現地調査は、明日 7 月 25 日火曜日になります。連日の出席で申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

現地調査員さんは、前回までの慣例により・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員、・番 . . . . . 委員でお願いしたいと思います。

集合場所と時間ですが、午後 1 時 30 分に有明庁舎農業委員会にご集合下さい。現地調査の要領については、現地で説明します。

また、次回の総会は 7 月 28 日 (金) の午後 3 時に開催します。

総会の会場は、この会場で、開催予定です。

議長

以上で、本日の議題は終了しました。

しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について説明します。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律第17条に「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されております。

また、平成27年10月28日公布の農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令、附則第6条第2項に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律第17条から第19条までの規定による農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができる。」と規定されており、本市でも、農業委員会の一員でもある農地利用最適化推進委員を一日でも早く委嘱し、農業委員と農地利用最適化推進委員が分担・協力して業務ができるよう、改選前の農業委員と協議し、農地利用最適化推進委員候補者を内定していただいております。

候補者名簿は、お手元の第1号議案 農地利用最適化推進委員候補者名簿に記載の通りです。

なお、議決いただきましたら、第2回総会で委嘱状の交付を行う予定としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案は決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱については、農地利用最適化推進委員候補者名簿の方を委嘱することに決定します。

以上で第1回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第1回島原市農業委員会総会を閉会します。

終了時間 午後4時38分